

議案第8号

長与町職員定数条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和3年3月2日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

水道局における組織体制の見直しに伴い、職員定数の内訳を変更するため、
所要の改正を行うもの。

長与町職員定数条例の一部を改正する条例

長与町職員定数条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「181人」を「185人」に改め、同条第3号中「24人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。